緑地等適正管理事業実施要領第3(4) 「事業の内容」にある助成対象について

1 治療行為等とは

助成対象とする治療行為等は、原則として対象樹木の治療、樹勢回復に必要な次の行為とする。

- (1)薬剤の注入や散布 ただし、予防措置は対象としない。
- (2)土壌改良
- (3) 樹体の倒壊防止及び樹勢回復に必要な切除、剪定 ただし、枯死した枝等の除去、樹形整形のための剪定は対象 外とする。
- (4)対象木の樹勢回復に必要な周辺木の切除、剪定 ただし、周辺木の伐採は対象外とする。
- (5) 地際部、主幹部の材内腐朽の拡大を防止するための行為

※ 助成対象外

樹木の保護のために必要なものであっても、原則として樹木の 倒壊や枝の落下を防止するための支柱設置等の行為は助成対象 としない。

- 2 県民の多くが未来に継承していくことが必要と認める樹木とは 対象樹木は原則として次のものとする。
- (1) 天然記念物などに指定されている巨樹・古木
- (2) 「三重の巨樹・古木」等に掲載されている樹木
- (3)地域の貴重な樹木であることの根拠が明らかな巨樹・古木